

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 3 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 12 番 高野委員さん、第 13 番 鈴木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に諸報告について事務局から報告願います。

事務局

今月も新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言中でしたので、行事開催の方はありませんでした。

議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3 件を上程いたします。

整理番号 1 番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員会

議席番号 1 番の久保田正寿です。

整理番号 1 番について説明します。

6 月 11 日、申請者本人立会いの下、事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

申請者、地番、氏名。申請地は 5 筆ですが上段 2 筆と下段 3 筆です。

それぞれ 1 段ずつ説明いたします。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番には、じゃがいも、ねぎ、なすが栽培されておりました。

地番、東半分が緩やかな傾斜地でございまして、ここには梅 18 本、柿 5 本、びわ、キウイ、柚子、各 1 本が栽培されておりました。西側の

平坦地につきましては、耕作された状態でした。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは階段状の地形をなしていきまして、果樹を主体に栽培されておりました。その内訳につきましては、梅が約50本、ブルーベリー6本、柿6本、一部に茶の木が栽培されておりました。

今回申請された5筆で面積につきましては、畑として問題なく管理されておりました。

議長

整理番号2番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員会

議席番号4番の野村貞良です。

整理番号2番について説明します。

6月11日に本人立会いの下、事務局の方と現地調査を行いました。

申請人、住所、氏名、

特例適用所在地、

地番、地目畑、面積

この畑にはキャベツ、ブロッコリー、キュウリ、ネギ、ジャガイモ、里芋、サツマイモ等、少量ではありますが多品種の野菜が栽培されておりました。畑として問題なく管理されておりました。

議長

整理番号3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員会

議席番号5番の石川雅章です。

整理番号3番について説明します。

6月17日事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、住所、氏名、

特例適用所在地、

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここの田んぼは、今年休耕の年なので耕運だけしてありました。来年はまたお米を作るそうです。

地番、地目畑、面積

この畑には植木が作られており、サルスベリとウメが植えてありました。

西側5畝分空いていましたが今後、東京都委託苗木を植える予定だそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

下の畑でハウスが3棟と植木が植えられており、ハウスではスギ、ヒノキの苗を栽培しているそうです。調査を行ったときには、別の畑に移動した後でしたのでハウスの中は空いていましたが、またスギ、ヒノキの苗を作るそうです。

植木は、サルスベリ、コブシ、ハナミズキ、サザンカ、挿し木用の母樹としてツツジ類、ユキヤナギが植えてありました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

この田んぼは、先ほど説明した地番の道を挟んで隣にある田んぼです。やはりこちらも今年も休耕なので、耕運がしてある来年はお米を作るそうです。

以上、面積10筆とも良好に管理されていることを確認してきました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3 件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の 2 ページを御覧ください。

整理番号 1 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者の さんが令和 2 年 10 月 10 日に死亡されたため、
相続人である さんが生産緑地の買い取り申し出を行うにあたって、
生産緑地法第 10 条の規定に基づき農業の主たる従事者に該当するかの
証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、6 月 17 日に石川委員さんと行いまして、

主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号 2 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者の さんが令和 2 年 1 2 月 2 3 日に死亡されたため、
相続人である さんが生産緑地の買い取り申し出を行うにあたって
生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき農業の主たる従事者に該当するかの
証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、6 月 1 5 日に鈴木信義委員さんで行いまして、
主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員会

議席番号 5 番 石川雅章です。

整理番号 1 番について説明します。

6 月 1 7 日、事務局 2 名と現地調査を行いました。現在作物は作られて
いませんでしたが、耕うんがされており良好に管理されていることを
確認しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号 2 番について、鈴木信義委員さんの補足説明は何かござい
ますか。

委員

推進委員の鈴木清です。

整理番号 2 番について説明します。

地番、自宅の南側で通りに面した畑です。現在耕うんされている状態で栽培されているものはありませんが、今までは各種の植木が栽培されていました。

地番、若草通りに面した畑で、現在は植木が栽培されていました。

現状は以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」2件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年10月10日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月17日に石川委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号2番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年12月23日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月15日に鈴木信義委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号5番 石川雅章です。

整理番号1番について説明します。

6月17日、事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

自宅前の畑でガラスハウスが2棟、ビニールハウスが1棟建っています。中ではトマトの栽培が今、真最中で収穫していました。トマトが終わり次第、キュウリを栽培するそうです。良好に管理されている事を確認しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2番について、鈴木信義委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の鈴木清です。

整理番号2番について説明します。

6月15日、事務局と現地調査を行いました。ここは道路を挟んで自宅前にある畑です。ここには温室1棟、ビニールハウス4棟が建てられていました。これらの中には、マリーゴールド、パンジー、カスミソウが栽培されていました。空いている所には、キュウリ等の野菜苗を栽培予定とのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、

譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が アール以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、水稻栽培を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月17日に加藤会長と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件について譲受人は露地野菜を栽培する計画です。

また、現地調査につきまして、6月17日に八木委員さんで行いまし

て、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号 3 番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの親子間贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第 3 条の許可を得るため、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第 4 号 別紙 3》の調査書を御覧ください。

譲受人の住所が となっておりませんが、近々、青梅市へと引っ越し農業に取り組まれるということです。

なお、本案件について譲受人は根菜類を栽培する計画です。

また、現地調査につきまして、6 月 16 日に影山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号 4 番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの親子間贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第 3 条の許可を得るため、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第 4 号 別紙 4》

の調査書を御覧ください。

なお、本案件についても、譲受人は根菜類を栽培する計画です。
また、現地調査につきましても、整理番号3番と同様です。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

※この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から説明いたします。

委員会

議席番号14番 加藤仁志です。

整理番号1番について説明します。

事務局と農協の職員が現地調査を行いました。

さんが歳で、田んぼが道より低いところにあるので、機械を下すのが大変だという事でした。 さんが、機械やはしご等もあるので、これからは田んぼとしてやってもらえるのかなという気がしました。

お父さんの方は近くの田んぼをたくさん持っていて一生懸命親子でやっています。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2番について、八木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 3 番 八木克己です。

整理番号 2 番について説明します

6 月 1 7 日、事務局と現地調査を行いました。現在草が生えているのですが、すぐに草刈りをしてくれるという事です。あとは、ジャガイモ、ネギを作っていくということで、きれいにやっていただけるのではないかなと思いました。

議長

整理番号 3 番および 4 番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の影山です。

整理番号 3 番および 4 番の説明をいたします。

6 月 1 6 日、事務局、農協、本人立会いの下、現地調査を行いました。

事務局説明の通りで、現在は耕うんして畑はきれいに両方とも整備されていきました。今後は冬野菜で、ダイコン等を植える予定だということです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員 質疑 1

議席番号 1 3 番 鈴木清です。

整理番号 3 番と 4 番については、耕作面積と世帯員は同じですか。

事務局

同じです。

議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の 5 ページを御覧ください。

それでは、整理番号 1 番について御説明いたします。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第 5 号 別紙 1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は 使用貸借権です。

契約期間は、令和3年7月10日から令和6年7月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また【議案5別紙3】作付け計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、白カブや白菜などの露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、6月16日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明はございますか。

委員会

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番について説明します。

6月16日、事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。ご本人にお聞きしたところ作付けに関しては、最初、少量生産し、どういったものが売れるだろうかという事を図りながら、将来的には大量生産の方へ移っていきたいようなことを話していました。ほぼ売り先なども決まっているようなことをお聞きしましたので、特に問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農業委員会による非農地証明について」11件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」11件について御説明いたします。

整理番号1番から整理番号11番は、すべて関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

はじめに、農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、《議案第6号 別紙1》のとおり、山林の様相等を呈している場合には、非農地状態であることを、農業委員会が証明するものでございます。

本件につきましては、《議案6号 別紙2》の願い出書のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

《議案6号 別紙2》と同様のものが、以下11件、それぞれの所有者から提出されています。

現在は当該地のすべての筆について、《議案第6号 別紙3》のとおり雑木や竹が繁茂しており、非農地状態であることが確認できました。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても非農地であることを確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、内容につきまして、6月16日に川鍋委員さんにご確認いただきました。

また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から11番につきまして川鍋委員さんの補足説明はございますか。

委員会

議席番号2番 川鍋です。

事務局の方で説明した通りで、添付されている写真を見ていただいた通りです。間違いございませんので、よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員会 質疑1

議席番号13番 鈴木清です。

今回11件多数ですが、何かトリガーがあったのでしょうか。

事務局

代理人である から連絡がありまして、その会社が代理人となって今回、非農地証明として一帯を地目を変更したいという動きがありました。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13 番名により、可決されました。

よって、議案第 6 号「農業委員会による非農地証明について」 11 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、1 件で 1 ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、7 件で 2 ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと思います存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 4 時 1 5 分から開会いたします。